

2025年1月29日

担当課：県西県民センター環境・保安課

担当者：課長補佐：清水 有高

電話：0296-24-9127

指定処理施設等(特定小型焼却施設)設置許可の取消しについて

今般、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、下記のとおり許可を取り消したので、お知らせします。

記

事業者の名称、本店所在地及び施設の設置場所	事業者の名称：有限会社松島組 代表取締役 松島 廣 本店所在地：栃木県小山市城北四丁目26番地24 施設の設置場所：桜川市大国玉4470 - 2
許可番号	第5 - 3 - 4009号
処分年月日	令和7年1月27日
処分内容	指定処理施設等（特定小型焼却施設）の設置許可の取消し
処分理由	<p>有限会社松島組は、廃棄物である木くず等約0.7 m³を焼却し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定（焼却禁止規定）に違反した。</p> <p>このため、令和6年10月8日に下館簡易裁判所から罰金刑に処せられ、同月26日にその裁判が確定した。</p> <p>このことは、条例第13条第1項第4号エに該当し、当該許可を取り消さなければならない条例第18条第1項第1号に該当するため。</p>
参考	関係条文は次頁のとおり

○茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（抄）

（許可の基準等）

第13条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4)申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～ウ 略

エ 法[※]、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

※法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律を指す。

（許可の取消し）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り消さなければならない。

(1) 指定処理施設等設置者が第13条第1項第4号アからスまでのいずれかに該当するに至ったとき。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

(2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

(3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの